（登録認証機関の登録の更新に係る準用）

第四十三条　第三十九条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（登録認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第四十四条　登録認証機関は、第三十九条第二項第二号から第四号まで（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書を、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の地位の承継の届出）

第四十五条　法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書に登記事項証明書その他の登録認証機関の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第四十六条　法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の認証の実施方法に関する基準

イ～ハ　（略）

ニ　認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。

(1)～(9)　（略）

(10)　毎年六月末日までに、その前年度の格付実績（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあっては格付の表示の実績、有機農産物、有機飼料又は有機畜産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者にあっては格付実績及び認証に係るほ場の面積）又は適合の表示の実績を登録認証機関に報告すること。

(11)～(17)　（略）

ホ　（略）

二～四　（略）

五　認証事業者その他の農林物資を本邦から輸出しようとする者からの求めに応じて、当該農林物資について日本農林規格により格付をしたことを証する書面を発行するときは、その発行に関し必要な審査を行うこと。

2　（略）

（登録認証機関の業務規程）

第四十九条　法第二十一条第一項前段の規定による業務規程の届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十号による届出書に業務規程を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

2・3　（略）

（登録認証機関の登録の更新に係る準用）

第四十三条　第三十九条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と、同項第二号ホ中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（登録認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第四十四条　登録認証機関は、第三十九条第二項第二号（ホを除く。）、第五号又は第六号（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書を、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の地位の承継の届出）

第四十五条　法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書に登録認証機関の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第四十六条　法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の認証の実施方法に関する基準

イ～ハ　（略）

ニ　認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。

(1)～(9)　（略）

(10)　毎年六月末日までに、その前年度の格付実績（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあっては格付の表示の実績、有機農産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者にあっては格付実績及び認証に係るほ場の面積）又は適合の表示の実績を登録認証機関に報告すること。

(11)～(17)　（略）

ホ　（略）

二～四　（略）

（新設）

2　（略）

（登録認証機関の業務規程）

第四十九条　法第二十一条第一項前段の規定による業務規程の届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十号による届出書に業務規程正副二通を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

2・3　（略）